

連携協力に関する包括協定書

いなべ市（以下「甲」という。）と株式会社三重銀行（以下「乙」という。）と株式会社三十三総研（以下「丙」という。）は、次のとおり連携協力に関する包括協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が包括的な連携のもと、互いの人的資源等を活用し、相互に幅広い連携・協力関係により、地方創生に資する取組み等、諸課題に取り組むことで、新たな地域活力の創出、地域経済の発展及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携協力内容）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、それぞれ法令の範囲内で次の事項について連携協力する。

- (1) 農業、林業及び畜産業の振興に関する事。
- (2) 商業及び工業等の地域産業の振興に関する事。
- (3) 観光の振興に関する事。
- (4) 人材育成に関する事。
- (5) 経済効果及び需要予測等の調査、研究及び分析に関する事。
- (6) 地方創生の推進に関する事。
- (7) その他、本協定の目的達成のために必要とする事。

2 甲、乙及び丙は、前項各号にかかる取組みについて、効果的かつ具体的に進めるため、必要に応じて協議を行うこととする。

（協定期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙及び丙いずれかから申し出がない場合は、本協定の有効期間の満了から1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（信義誠実の尊重）

第4条 甲、乙及び丙は、相互に協力し、誠実に本協定内容を履行するものとする。

（守秘義務）

第5条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく活動に関し、相手方から知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務が課せられていることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（雑則）

第6条 本協定に定めるもののほか、連携実施に関し必要な事項及び疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙がその都度協議して決める。


2 本協定締結の証として本協定書を3通作成し、それぞれ自署の上1通を保有する。

平成30年8月17日

甲 いなべ市
市長

日沖靖 

乙 株式会社三重銀行
取締役頭取

渡辺三憲 

丙 株式会社三十三総研
代表取締役社長

山本博也 